０６県労連発第１２号
２００７年7月２５日

高知労働局
局　長　長谷部敏美　殿

高知県労働組合連合会
執行委員長　高橋豊房

２００７年度高知県最低賃金の大幅引き上げと高知地方最低賃金審議会専門部会・労働者委員の公正任命等を求める要請書

貴職におかれましては、高知県の最低賃金のあり方をはじめ労働行政分野の発展等にむけて、ご努力をされていることと存じます。

７月１３日付で、厚生労働大臣から中央最低賃金審議会会長に対し、「平成１９年度地域最低賃金額改定の目安について、現下の最低賃金を取りまく状況を踏まえ、成長力底上げ戦略推進円卓会議における賃金の底上げに関する議論にも配慮した、貴会の調査審議を求める」との諮問がなされました。

同日の審議会では、厚生労働大臣があいさつで(要点抜粋)、「労働者が安心、納得して働けることが大切。最低賃金は、低賃金労働者のセーフテイーネットという認識。生活保護施策との整合性を考慮して、ということが先の通常国会で提出され継続審議となっている。また、格差の固定化は適当ではない。諸外国との比較でも大幅に引上げるべきという報告がされている。中期的な最賃の考え方(上げていく)は、法案は継続審議になったが、事実認識はかわるものではない。円卓会議では格差をなくしていくということから、従来の考え方の単なる延長線上ではなく、パートタイムや非正規問題などを考慮した考え方で働く人の賃金の底上げが行なわれるよう議論をお願いします。」と述べています。

このように厚生労働大臣あいさつでは、最低賃金が低賃金労働者のセーフテイーネットという認識をもとにして、従来の考え方の単なる延長線上ではなく、新たな発想や考え方による審議を求めるとともに、そのうえで最低賃金の大幅引上げを要請する内容となっています。

私たち県労連も毎年の高知県地域最低賃金の改定にあたっては、当該地域最低賃金が低賃金労働者の生活保障賃金となるよう「時間額１，０００円以上、日額７，４００円以上、月額１５万円以上」への引上げを要請してきています。

７月２９日投票の参議院選挙では、格差と貧困が広がるもとで、最低賃金問題が大きな争点として急浮上してきています。野党・各党の基本的な引上げ額として、時間額１０００円以上(民主党は当面８００円）への引上げ実現を公約とするなど､今まさに、最低賃金の大幅引上げは、国民的要求となってきています。

いうまでもなく最低賃金の大幅引上げが実現することにより、急増するパート、臨時、派遣、請負の形態で働く、いわゆる不安定雇用・低賃金労働者の賃金の底上げにもつなが

り、少なくとも生活向上にもつながることになります。
　同時に、不況下にある県内において、消費拡大にも連動し、地域経済の活性化への道筋をつけることに役立つものと私たちは確信しています。
　あらためて、貴職に対し、２００７年度高知県地域最低賃金の改定・決定にあたっては大幅引上げにむけた最大努力を要請するものです。
　また、貴職が２００７年高知県最低賃金の改定・決定を行なうにあたり、諮問をしている高知地方最低賃金審議会での議論で大きな役割を果たすことになる同審議会・専門部会の労働者委員の任命については、高知県労働組合連合会(県労連)推薦候補者の排除を行なうことなく、公正な任命を行なうことを強く要請いたします。

　貴職におかれましては、以上のような視点を重視していただき、下記の要請事項にそった判断をしていただくよう要請をいたします。

記

一、２００７年度高知県最低賃金の改正・決定にあたっては、時間額１０００円以上に引き上げること。最低賃金額の表示については、時間額のみにとどめず日額、月額の表示も行なうこと。そして日額７４００円以上、月額１５万円以上の引上げを行なうこと。

一、２００７年地域最低賃金の改定・決定にあたっては、厚生労働大臣が生活保護施策との整合性を重視すべきとの見解を示しており、このことをふまえ、高知地方最低賃金審議会においても関係市町村(例えば高知市)から生活保護担当職員を当該最低賃金審議会に召致して、生活保護費・標準生計費等について参考意見を聞くこと。

一、２００７年度高知地方最低賃金審議会専門部会の労働者委員の任命にあたっては、偏向任命を行なうことなく、高知県労働組合連合会からの推薦候補者を必ず、任命すること。